

2015

冬号

Winter

No. 6

2015年2月1日発行



八鍬税務会計 事務所通信

〒349-0114

埼玉県蓮田市馬込1丁目3番地

Tel 048-769-9551 Fax 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net



今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金Q&A
- ★ 書籍出版のご案内



ごあいさつ

知足安分 (ちそくあんぶん)

新年あけましておめでとうございます。本年も皆様にとりまして、さらに良い年となることを心よりご祈念申し上げます。

年明け早々、日本人選手が海外で活躍する姿を見るのはとても喜ばしいことです。テニスの錦織選手をはじめイチローやゴルフの松山選手には今年も日本国中の期待が集まりそうです。

しかしながら一方で、フランスでは凄まじい銃撃事件や、また中東ではイスラム国による残虐非道な人質殺害事件があったりと暗いニュースも伝えられました。このような悲しい事件が何故後を絶たないのか、むしろここ数年かえって拡大しているのではないかと危惧してしまいます。人類の叡智はいったい何処へ行ってしまったのでしょうか。人類に明るい未来はあるのでしょうか。

中国の古い諺に「才子、才に倒れる」という教えがあります。自分の才能のあることに傲り、謙虚さを忘れ努力を怠った者は最後はその才能が故に失脚するという教えです。

私たち人類にも同じことが言えるのではないのでしょうか。私たちに与えられた知能、その知能あるがゆえの争い、欲望から来る醜い奪い合いなどが後を断ちません。その最大の原因は豊かさを実感できない社会構造に一因があるのではないかと思います。私たちは人類史上これまでにない豊かな社会に身を置きながら、その豊かさを実感できない。世界一豊かで安全な国と称されるこの日本でさえ、実感できないでいる人々が次第に増えているような気がします。

倒産した日本航空を再建した稲森和夫氏は、その著書の中で『豊かさを感じるのは「足るを知る」ことである。「足るを知らない」ということは利己にとらわれているためであり、そのような人は幸福感を得ることはない。結局「豊かさ」や「幸福感」というものは「足るを知る人」しか得られないものである』と断言しています。

「足るを知る」、「他人に感謝する」、「利他の心を持つ」。現代の日本社会にあっても、そんな価値観が年々薄れてきている気がしてなりません。

一年の計は元旦にありと申します。少なくとも今年一年、日々「知足安分」の気持ちを忘れず、感謝の心をもって、世のため人のためになる生き方ができればと願っております。

どうぞ、本年もよろしくお願い申し上げます。

税務カレンダー

2015年2月

- ◆ 固定資産税 第4期(3月2日まで)

2015年3月

- ◆ 所得税の確定申告(16日まで)
- ◆ 贈与税の確定申告(16日まで)
- ◆ 個人事業者の消費税申告(31日まで)

2015年4月

- ◆ 所得税確定申告の振替納税日(20日)
- ◆ 個人消費税申告の振替納税日(23日)

※ 固定資産税の納期は、蓮田市の場合です。
納期は自治体により異なります。

所長 八鍬 伸一

税 務 TOPIX

国民年金の納付率は60%

厚生労働省の発表によれば、日本全国の国民年金保険料の納付率（支払率）は平成24年が66%、平成25年が65%、平成26年が58%と年々低下。最も低いのは沖縄県で40%と示されています。

このまま進めば、50%を切ることも考えられます。国民皆保険制度の崩壊にもつながりかねない事態です。他人ごとでは済まされません。早期の改善策が求められています。



マイナンバー制度 間もなくスタート



いよいよ今年10月1日、個人には12桁、法人には13桁の個別の番号が「通知カード」として送付されます。政府は国民の「利便性の向上」をアピールしていますが、重要な個人情報が全てこの番号に集約されるため、その取り扱いには厳重には厳重を期す覚悟が必要です。特に会社経営においては社員の親族も含めた広範囲な情報管理体制が求められます。それと同時にまたその管理責任も問われます。情報管理体制の構築が急務です。

生活保護世帯が過去最高に

昨年10月末現在の生活保護受給者数が216万8,000人余りで、9月末から1ヶ月で3,480人増加。このまま増加し続ければ、いよいよ300万人時代到来とも危惧されています。

働けるのに働かない、仕事があるのに働かない、いわゆるナマケ者には支給しない対策が急がれています。

ゴルフ場利用税の廃止は見送りへ

かねてから廃止が噂されていた「ゴルフ場利用税」の廃止案、平成27年税制改正では見送られることになりました。安倍総理や麻生財務大臣らは廃止案の支持を表明し、多くのゴルフファンから期待されていましたが、残念ながら千葉県・栃木県など財源枯渇につながるという猛反対にあい、見送られる結果となりました。残念！！



NEWS WAVE

相続税・贈与税改正 特別セミナー開催!

昨年11月29日、当事務所2階セミナールームにて、『相続税・贈与税改正 特別セミナー』を開催しました。当日は あいにくの悪天候にもかかわらず、たくさんの方々にお集まりいただきました。

参加された方もご自身で勉強されている方が多く、セミナー後半には具体的な質問もたくさん出ました。相続に対する関心の高さがうかがえます。財産と家族の絆を守るためには、正しい知識と現状の把握、そして専門家のアドバイスが重要です。今後も相続や遺言、相続対策を中心としたセミナーの開催を予定しております。



税金 Q&A

株や投資信託（上場株式等）の譲渡の申告について

確定申告の時期ですね。
税の世界では知らないと損をすることがよくあります。
今回は上場株式等を譲渡した場合の申告前のポイントを押さえておきましょう。



税理士 八鍬幸江

Point 1 源泉徴収税額のアップ

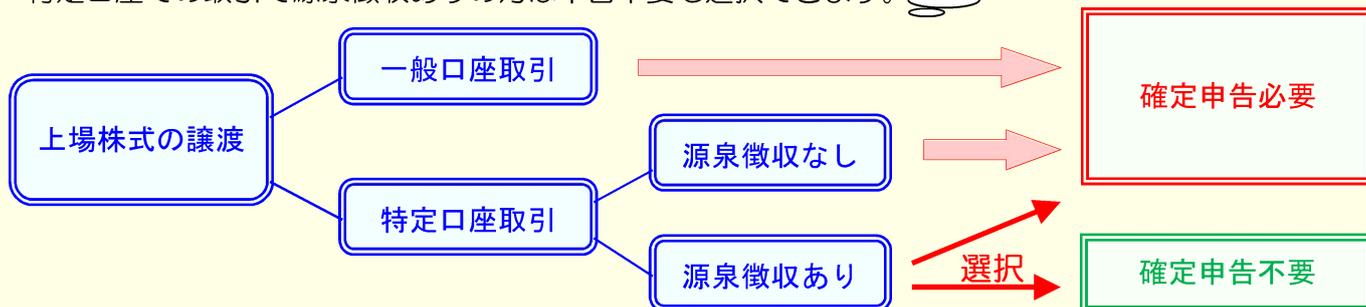
下記のように 26 年から上場株式の譲渡や配当の源泉徴収税額が倍にアップしました。

	平成 25 年まで	平成 26 年以降
上場株の譲渡や配当金の 源泉徴収税額	10.147% { 所得税 7.147% 住民税 3% }	20.315% { 所得税 15.315% 住民税 5% }

Point 2 申告方法の選択

特定口座での取引で源泉徴収ありの方は申告不要も選択できます。

株式の譲渡所得は、
原則 確定申告が必要です！



知らなかったでは済まされません。 選択するのはあなたです。

Point 3 知っトク情報

平成 25 年までは源泉徴収税額 10%程度だから、申告不要が有利と選択した方でも、
税率が2倍になった今回は、再度、選択の見直しをお勧めします !!

お勧めは下記の基準です。

- ① 以前からの株の譲渡損の繰越がある方
- ② 26 年中に株の譲渡損がある方
- ③ 譲渡損を翌年以降に繰り越す方
①~③の方は継続して申告する必要あり
- ④ 相続により取得した株を売り取得費加算の特例を受ける方
- ⑤ 株の譲渡益より所得控除の額が多い方

『特定口座・源泉徴収あり』の方で、
すべての取引口座でプラスであった方

必ず
申告する

申告不要を
選択できる

株を持っている方は配当もあるのでは？

配当所得の源泉徴収税額も株と同様 26 年からアップしています。総合課税をとるか、それとも分離課税をとるかによって納税額に大きな差が生じます。いづれを選択すべきか、イマイチ自信のない方は 当事務所までご相談ください。

～ ふくらはぎ運動をして 健康になろう ～

ふくらはぎは、冷え性やむくみの改善に非常に重要な部位で「第二の心臓」とも呼ばれています。

ふくらはぎを足先から心臓に向けて揉みほぐしたり、リンパの流れを良くすることにより血行が良くなり、全身の血流改善にも繋がります。

また、揉みほぐすだけでなく、ふくらはぎを鍛えることも重要です。



ここで---

ふくらはぎ運動のワンポイントアドバイス！

立った姿勢でつま先立ち（かかと上げ）を10回×3セット行くと、ふくらはぎの筋肉を使い 更なる効果アップ！

「つま先立ち運動」は立ち仕事の合間に、「ふくらはぎ伸び縮み運動」はデスクワークの間にも行えますので、ぜひ続けてみてください。

また、飛行機などで長時間座っている時にも「ふくらはぎ伸び縮み運動」をすると、むくみにくくなります。さらに、足を動かさない時に血栓ができやすくなるエコノミークラス症候群対策としても有効ですので、運動を取り入れてみてはいかがでしょうか。

ぜひ お試してください。



書籍出版のご案内

相続税増税時代の幕開けに備えた対応策を徹底解剖！

『財産を守る 賢い 相続税対策』

今最も注目を浴びている 相続・贈与 に関して、このたび当事務所より待望の書籍が発刊され、今月から全国の有名書店にて発売されることとなりました。大切な財産を守るためのノウハウがこの一冊に詰め込まれています。ぜひこの機会に購入しご一読ください。必ずお役に立ちます。



本書の特徴

- ★ 図解や事例を多用し、専門家からビギナーまで、わかりやすく詳細に解説。
- ★ 相続対策の要である「生前贈与」や「財産評価」の仕組みを図解入りで解説。
- ★ 争いを避けるための方法、争いとなったときの対処法を具体的に解説。
- ★ 豊富な実務経験から、税務署の調査手法とその対応策まで詳しく手ほどき。

- 第1章 相続と税金の関係を知ろう
- 第2章 相続税のしくみと計算方法
- 第3章 相続財産はどのように評価するか
- 第4章 相続対策のバリエーション
- 第5章 争族防止の遺言活用
- 第6章 税務調査の上手な対応

著者：八鍬 伸一
定価：本体 1,800 円
(全233ページ)
2015年2月発売
お客様特別価格 1,500 円
(お申し込みは電話 又は メールで)

ご相談は 八鍬会計 まで

税務や会計・経営や相続対策などなど、お気軽にご相談ください。

また、新たに事業を始める方や税金・資金繰り等でお困りの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

編集後記

今年も早いもので年明けから1ヶ月が過ぎ、いよいよ確定申告の時期になりました。昨年一年間の総決算。これによって今年の健康保険料の額や住民税の額が決まります。くれぐれも間違いのない申告を心掛けましょう。

連絡先 八鍬 税務会計

TEL 048-769-9551

FAX 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net

広報委員 八鍬 鈴木 黒須